第二号書式（第三条関係）

新設
増設　設備　許可申請書
拡張

1　事業者の氏名及び住所
2　施設の名称及び所在地
3　事業の種類
4　当該設備の使用の開始年月
5　新設等をしようとする設備の概要
(一)　名　称
(二)　主要寸法
(三)　能　力

上記のとおり造船法第三条第一項の規定による許可を申請します。

年　月　日

申請者の氏名及び住所　㊞

殿

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)　表題の新設、増設又は拡張のうち不必要な字句を消除すること。
(2)　5の(三)には、当該設備により製造し、又は修繕することができる最大の船舶の総トン数を記載すること。
(3)　必要がある場合は、別紙に記載すること。

第三号書式中「5．資本金額＿＿＿＿　6．工場敷地総面積＿＿＿＿　7．施設の概要」を「5．工場敷地総面積＿＿＿＿　6．施設の概要」に改める。

第十号書式中「(二)　構造＿＿＿＿　(三)　主要寸法＿＿＿＿　(四)　能力＿＿＿＿」を「(二)　主要寸法＿＿＿＿　(三)　能力＿＿＿＿」に改め、同書式備考2中「3の(四)」を「3の(三)」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第百十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十一月十八日　金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第九十七号を第九十八号とし、第六十三号から第九十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三　エム・エス・リアルエステート・アドバイザーズ株式会社

○法務省告示第五百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日　法務大臣　柳田　稔

第二号イの表の日新化工株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

有限会社田辺工業	広島県府中市木野山町二百九十九番地	仕上げ

第二号ロの表の日本金網商工株式会社の項中「機械加工」を「機械加工、金属プレス加工」に、ダイイチの項中「ダイカスト」を「ダイカスト、仕上げ」に改め、同表に次のように加える。

日新化工株式会社	埼玉県入間市狭山ヶ原三百五十六番地	塗装
有限会社伸和工業所	静岡県浜松市西区雄踏町山崎五千七百六十二番地	機械加工

○法務省告示第五百七十九号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日　法務大臣　柳田　稔

第一号中「岐阜県日中友好研修生受入協同組合連合会」を「岐阜県日中友好技能実習協同組合連合会」に改める。

第二号の表に次のように加える。

モモファッション	岐阜県岐阜市高田三丁目二番十三号	婦人子供服製造

○法務省告示第五百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日　法務大臣　柳田　稔

第二号イの表に次のように加える。

株式会社さんわコーポレーション	愛知県海部郡大治町大字西條字附田百六番地三	ハム・ソーセージ・ベーコン製造

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ツキオカ	岐阜県各務原市松本町二丁目四百五十一番地	製本